

2023年9月19日

丸三証券株式会社

有価証券取引等にかかる適格請求書（インボイス）の 交付に関するお知らせ

税制改正により2023年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。これにともない消費税の課税事業者であるお客様（法人のお客様、個人事業主のお客様）が仕入税額控除の適用を受けようとする場合、原則として「適格請求書（インボイス）」の保存が必要となります。

当社のお客様からの求めに応じて適格請求書を発行・交付いたします。

「適格請求書」が必要なお客様は、お取引店までお問合せください。

【適格請求書について】

◎「適格請求書」は1か月分のお取引をまとめて、翌月に交付いたします。

◎MARUSAN-NETの電子契約サービスをご利用のお客様は電子交付で、ご利用でないお客様には郵送いたします。